

## 施設整備について

芦屋港活性化事業における施設整備については、福岡県が整備をすすめているボートパークや海釣施設以外に、ボートパークの管理棟や釣り客のための屋外トイレ、飲食直売機能を有する複合施設（1号上屋）、駐車場、プロムナード、広場などを整備していく必要があります。

その施設の整備にあたっては、民間事業者ではなく行政による整備をすすめるものとして、施設所有者である福岡県と整備主体や整備内容について、協議中の状況です。今後、施設整備における協議をすすめていくためには、地質や測量など整備に必要となる調査結果や施設整備における基本計画策定、概算工事費などを踏まえ、今後の整備の方向性を判断していく必要があります、今後のすすめ方を含めて、次のとおり説明します。

### 1 施設整備の方向性

#### (1) 施設整備の方向性

福岡県が整備をすすめているボートパークや海釣施設以外の芦屋港活性化基本計画に基づく導入施設について、地質や測量など整備に必要となる調査及び施設整備における基本計画策定を実施し、その結果を踏まえて、施設整備の方向性を判断していく。

#### (2) 調査及び施設整備における基本計画策定の実施に至った理由

##### ○福岡県との施設整備の協議に必要な資料

福岡県と施設整備の協議をすすめていくにあたり、より詳細な整備内容や概算工事費が算出されないと、施設整備主体や整備内容を決めていくための判断ができないとの判断から、芦屋町にて地質や測量など整備に必要となる調査及び施設整備における基本計画策定を実施する必要があるとの判断に至った。

##### ○施設整備の判断資料

芦屋町にて施設整備をするかどうかを判断するためには、実際に整備できる施設（土地）なのか、概算工事費用がどのくらいなのかを把握する必要があるため、地質や測量など整備に必要となる調査及び施設整備における基本計画策定を実施する必要があるとの判断に至った。

(3) 芦屋港活性化基本計画に基づく導入施設の整備対象

芦屋港活性化基本計画に基づく導入施設において、今後、整備が必要となる対象施設は以下の表のとおり。

複合施設（1号上屋）	広場
プロムナード	駐車場
屋外トイレ（手洗い場含む）	

- ボートパーク及び海釣施設の管理棟は、維持管理や整備の費用を考慮し、複合施設（1号上屋）の機能のひとつとしてすすめていく。
- 複合施設（1号上屋）は、当初の芦屋港活性化基本計画のとおり、既存施設をリノベーションにより活用する。導入機能としては、芦屋港活性化基本計画で基本としていた飲食・直売機能、観光オペレーション機能、サイクルステーション（レンタサイクル機能含む）の他に、ボートパーク及び海釣施設の管理棟機能を導入するものとしてすすめていく。

(4) 財源

地質や測量など整備に必要な調査及び施設整備における基本計画策定に要する費用は、すべて一般財源となる。

## 2 今後のスケジュール

- 令和5年12月 芦屋港活性化推進委員会  
芦屋港活性化事業における施設整備における審議と答申内容の承認
- 令和5年12月 芦屋港活性化推進本部会議  
芦屋港活性化事業における施設整備における答申内容に基づく町の決定
- 令和6年4月～ 施設整備における調査、施設整備における基本計画策定着手
- 令和6年10月 施設整備における調査、施設整備における基本計画策定における経過報告